

いじめ問題への対応の要諦 ⑦

問題解決的アプローチ

次の事項を踏まえ、学校いじめ対策委員会（以下、「委員会」という。）を中核とした対応の徹底を図ることが重要です。



- ◆ 全ての教職員が、子どもが感じる苦痛に着目し、どんな小さな事例でも迅速に報告する体制をつくる。（あらかじめ報告の流れを決めておく。）
- ◆ 報告を受けて委員会が認知したいじめについて、委員会が具体的な対応の在り方などを協議し、校長が決定する。
- ◆ 教職員は決定した方針に基づき、組織的にいじめ解消に向けた対応を行う。インターネットを通じた、誹謗中傷などが確認された場合には、被害の子どもがその事実に気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った子どもに対して直ちに指導を行い、被害の子どもの保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。
- ◆ 委員会は対応の経過などについて報告を受け、次の対応などについて助言する。
- ◆ いじめ問題の対応経過については、委員会が定めた様式に従って記録を残す。その際、いわゆる5W1Hを明記する。
- ◆ いじめが解消されたか否かについては、教職員が行うのではなく、次の条件が満たされていることを含め、委員会が総合的に検討し、校長が判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月が目安）
 - ② 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。